

### 学習評価の基本的な考え方

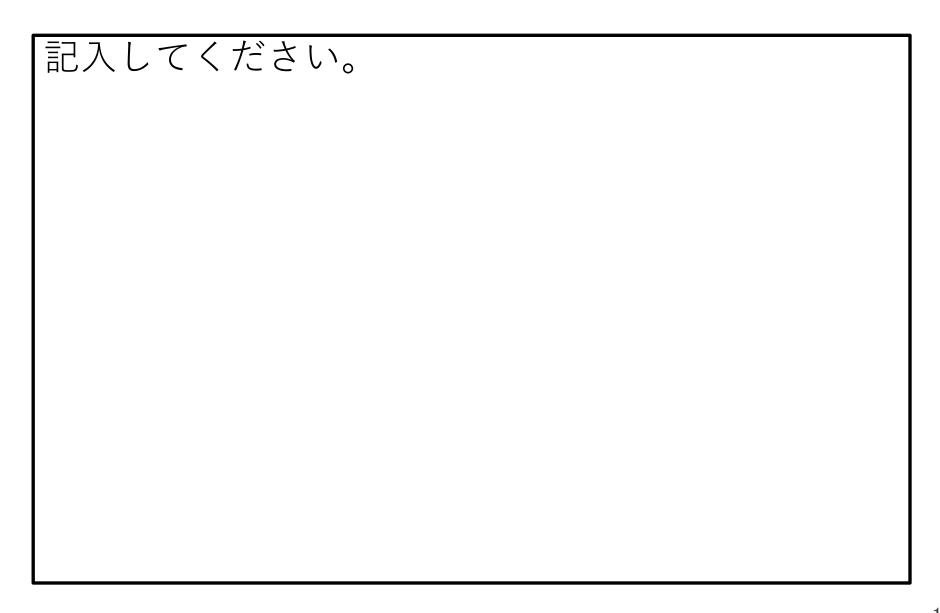
日時:令和2年2月21日(金)

場 所:国立オリンピック青少年教育総合センター カルチャー棟大ホール

初等中等教育局視学官(併)特別支援教育課特別支援教育調査官 青木 隆一



### 学習評価に関するキーワード



#### 学習評価に関する文書等

#### 〇平成28年12月21日

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習 指導要領等の改善及び必要な方策等について」 (中等教育審議会答申)



学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については、従来、学習指導要領の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが、今回の改訂では、<u>教育課程と学習評価の改善について一体的に検討</u>され、学習評価の改善についても本答申に示された。

#### 〇平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」 (中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)



#### 〇平成31年3月29日

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における 児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」 (文部科学省初等中等教育局長通知)



以下 ⁻改善等通知 ∣

以降の説明資料の下部に、当該資料に関して参考とすべき答申、報告、改善等通知をく参考>として掲載するので、適宜御参照いただきたい。

### 学習評価とは

学習評価とは学校における教育活動に関し、 児童生徒の学習状況を評価するもの。

「児童生徒どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、

- ・教員が指導の改善を図るとともに、
- ・子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができる

ようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・

指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

(「報告」,解説総則編から)

※改行等は本資料において行った。

# 大前提として

学習評価に関する基本的な考え方は、

全ての学校種において、

児童生徒の障害の有無に関係なく、

共通である。

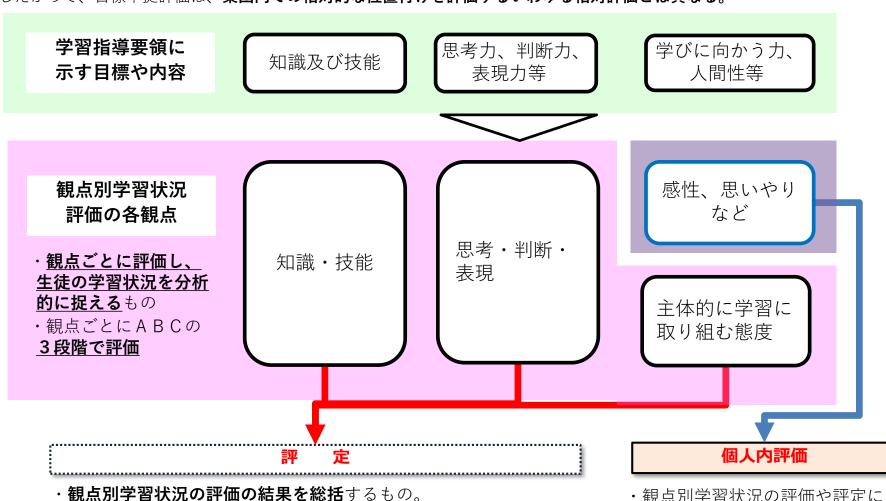
### 「報告」で整理されている評価についての基本的な考え方

- (1) カリキュラム・マネジメントの一環としての 指導と評価
- (2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業 改善と評価
- (3) 学習評価について指摘されている課題
- (4) 学習評価の改善の基本的な方向性

### 各教科における評価の基本構造



- ・各教科における評価は、**学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの**(目標準拠評価)
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



- ・観点別学習状況の評価の結果を総括するもの。
- ・5段階で評価(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)

・観点別学習状況の評価や評定に は示しきれない**児童生徒一人一** 人のよい点や可能性、進歩の状 況について評価するもの。

# 新学習指導要領の下での 学習評価の意義



### 特別支援学校学習指導要領における学習評価に関する規定



### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第4節の3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童又は生徒のよい点や可能性,進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を 適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができる ようにすること。
- (3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。 ※高等部学習指導要領も同様規定。

### カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価



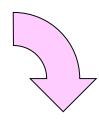
「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動





学習指導要領等に従い、児童生徒や 地域の実態を踏まえて編成した 教育課程の下で各種指導計画を作成



#### ACTION

評価結果を以下のような改善に生かす

- ・児童生徒の学習の改善
- ・教師による指導の改善
- ・学校全体としての教育課程の改善
- •校務分掌を含めた組織運営等の改善

学校全体として 組織的かつ計画的に 教育活動の質の 向上を図る。 Do

各種指導計画に基づく 授業(「学習指導」)を実施



#### CHECK

日々の授業の下で
児童生徒の学習状況を評価



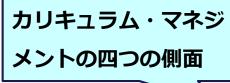
#### 特別支援学校学習指導要領で示すカリキュラム・マネジメント

### 教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の

教育活動の質の向上を図っていくこと

カリキュラム・マネジメント の定義

### 我が校の生徒や学校、地域の実態を適切に把握したうえで



- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等 を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
  - 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教

育課程の評価と改善につなげていくこと。

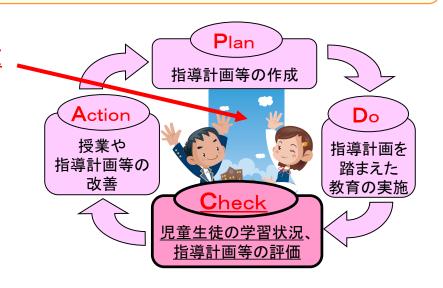
特別支援学校のみの側面

#### 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価



「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

○ 指導と評価の一体化を図るためには、<mark>児童生徒一人一人の学習の成立を促すための</mark> **評価**という視点を一層重視することによって、 教師が自らの指導のねらいに応じて授業の 中での児童生徒の学びを振り返り学習や 指導の改善に生かしていくというサイクルが 大切。



○ 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

#### (授業改善の例)

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対 化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

### 指導と評価の一体化の必要性の明確化

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

#### 〇学校教育法施行規則(抄)

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の<mark>指導要録</mark>(学校教育法施行令第三十一条 に規定する 児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければな らない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績 を評価して、これを定めなければならない。

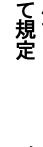
※中学校、高等学校、特別支援学校についても同様に規定。

#### 〇平成29年改訂特別支援学校小学部·中学部学習指導要領 第1章総則 第4節 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (1) 第1章第2節の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

#### 2 学習評価の充実

(1) 児童又は生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、<u>単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫</u>して、<u>学習の過程や成果を評価</u>し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。



# 学習評価の課題と改善の基本方針



### 学習評価について指摘されている課題



学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されている。

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
- 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をとても重視する先生 もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力 していけばよいのか本当に分かりにくいんです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 第7回における高等学校三年生の意見より)



### 学習評価の改善の基本的な方向性



学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、**学習評価を真に意味のあるもの**とすることが重要。

① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと

② 教師の指導改善につながるものにしていくこと

③ これまで慣行として行われてきたことでも、

必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

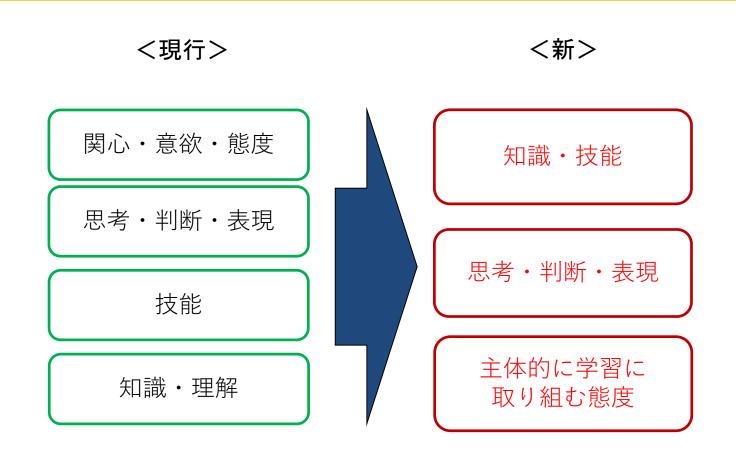
## 各教科の学習評価の改善点



### 観点別学習状況の評価の観点の整理



資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。



### 「知識・技能」の評価



- 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- 〇 それらを既有の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、 **概念等として理解したり、技能を習得したりしているか**について評価する。
  - ※上記の考え方は、現行の評価の観点である
    - 「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)
    - 「技能(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価) においても重視。

#### <評価の工夫(例)>

〇ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な 理解を問う問題とのバランスに配慮する。

- 〇実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
  - 児童生徒に文章により説明をさせる。
  - ・(各教科等の内容の特質に応じて、)観察・実験をさせたり、式やグラフで 表現させたりする。

18

### 「思考・判断・表現」の評価



各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要 な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

#### <評価の工夫(例)>

〇論述やレポートの作成、発表、グループでの話合い、作品の制作や表現等の 多様な活動を取り入れる。

〇ポートフォリオを活用する。

### 「主体的に学習に取り組む態度」の評価①



「学びに向かう力、人間性等」には、⑦主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、①観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

#### 学びに向かう力、人間性等

観点別学習状況の評価に はなじまない部分 (感性、思いやり等)



「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分

個人内評価(児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について 評価するもの)等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などについては、積極的に 評価し児童生徒に伝えることが重要。

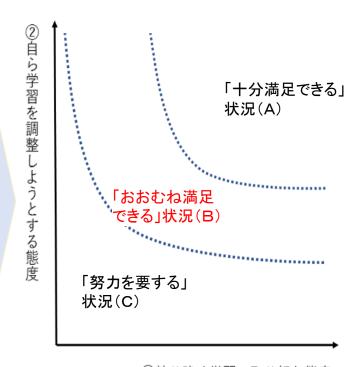
知識及び技能を獲得したり、思考力、 判断力、表現力等を身に付けたりする ことに向けた粘り強い取組の中で、自 らの学習を調整しようとしているかどう かを含めて評価する。

### 「主体的に学習に取り組む態度」の評価②

「主体的に学習に取り組む態度」については、①知識及び技能を獲得したり、 思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の 中で、②自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、 ①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等 を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうと する側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習 を調整しようとする側面、という二つの側面を評価するこ とが求められる。
- これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



①粘り強く学習に取り組む態度

### 「主体的に学習に取り組む態度」の評価③



#### <評価の工夫(例)>

- 〇ノートやレポート等における記述
- 〇授業中の発言
- ○教師による行動観察
- 〇児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に 考慮する材料の一つとして用いる

※「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。 (例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して 「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。)

#### 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価



教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力についての評価は、各教 科等における観点別学習状況の評価に反映する。

### 言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力など

教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等の学習の 文脈の中で育成した上で、横断的に発揮されるようにすることが重要。



- ①各教科等の指導と評価の一体化を図る中で資質・能力を育成した上で、
- ②それらの資質・能力が教科等横断的に関連付け発揮されるようにすることが重要。
  - ※したがって、例えば、各教科等の評価規準とは別に、教科等横断的な資質・能力に関わる 評価規準を設定し評価することは必ずしも必要ではない。

### 観点別学習状況の評価と評定



- ・評定を引き続き指導要録上に位置付ける。
- ・学習評価の結果の活用に際しては、観点別学習状況の評価と、評定の双方の特長を 踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要。

#### 観点別学習状況の評価

- 各教科等の学習状況を分析的に捉える。
- 児童生徒がそれぞれの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、 具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とする。

#### 評定

- 各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉える。
- 児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体における各教科の学習状況を把握することを可能とする。
  - ※評定については、平成13年の指導要録等の改善通知において、それまで集団に準拠した評価を中心に行うこととされていた取扱いが、学習指導要領に定める目標に準拠した評価に改められており、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。

### 観点別学習状況の評価と評定について



- ・評定を引き続き指導要録上に位置付ける。
- ・学習評価の結果の活用に際しては、観点別学習状況の評価と、評定の双方の特長を 踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要。

**評定**:各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉え、 教育課程全体における各教科の学習状況を把握することが可能なもの。



評定が観点別学習状況の評価を総括したものであることを示すため、 指導要録の参考様式を改善。

#### (例)小学校国語

	観点\学年	1	2	3	4	5	6
国	知識•技能						
	思考·判断·表現						
語	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						

※従前の参考様式においては、観点別学習状況の評価を記入する欄と評定を記入する欄は 離れた場所にあった。

### 高等学校における観点別学習状況の評価の充実



高等学校における各教科・科目の評価についても、観点別学習状況の評価と評定の両方について、目標に準拠した評価として実施する。

高等学校における観点別学習状況の評価の更なる充実とその質を高めることが必要。



指導要録の参考様式にも各教科・科目の観点別学習状況を記載する欄を設置。

	5	E 徒 氏 名			学 校 名									区分 学年 1 2 3 4				
																ホームルーム 整理番号		
						— 教	科		科 E	等	の	学	<b>習</b> の	記	録			
			- 1	第1学	年		第2学4	¥	- 1	第3学4	¥	3	<b>第4学</b> 4	F	修得			
h	Asia a	EN . EN E3 AV	学観	評	修	4 観	評	修	学観	評	修	学観	評	修	単			
10	製工	料・科目等	習点状		得単	点点		得単	習点状		得単	習点状		得単	位数	備	考	
数	科等	科目等	況別	定	位数	8 80	定	位数	況別	定	位数	況別	定	位数	か計			
Ì	国	現代の国語	ААА	5														
	部	略	_															
	歷地	n																
	史理	II .																
	公	"																
	民	n n																
各学	数	n n																
	学	II .																
4	理	n n																
2	科	"																
	体保	"																
<del>-</del>	育健	n																
5	芸	n n																
7	術	"																
败	外国	"																

1	第1学年										
学観 習点別 況	評定	修得単位数									
AAA	5	2									

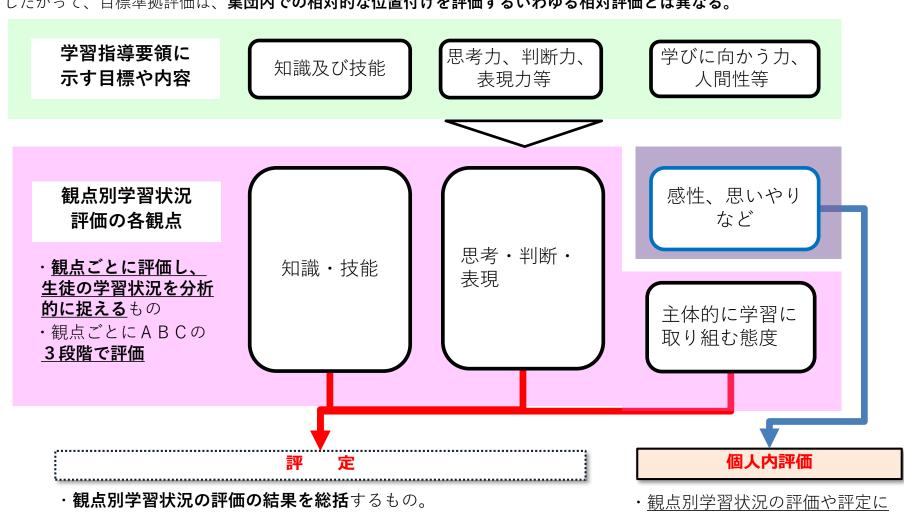
従来の評定、修得単位数に加えて、 「観点別学習状況」欄を新設

特別支援学校高等部(視・聴・肢・病)も同様

### 【まとめ】各教科における評価の基本構造



- ・各教科における評価は、**学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの(目標準拠評価**)
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



・5段階で評価(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)

・観点別学習状況の評価や評定に は示しきれない**児童生徒一人一 人のよい点や可能性、進歩の状 況**について評価するもの。

# 障害のある児童生徒に係る学習評価

### 障害のある児童生徒の学習評価の考え方



- 学習評価に関する基本的な考え方は、<u>障害のある児童生徒に</u> おいても同様である。
- 障害のある児童生徒については、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

#### 【参考となるもの・活用できるもの】

- ◆ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領と解説における障害のある児童生徒へ の配慮事項
- ◆ 特別支援学校学習指導要領
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能(特別支援学校による助言や援助)

等

<参考>報告P. 16 29

#### カリキュラム・マネジメント~個別の指導計画との関連~

現行学習指導要領

各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。



新学習指導要領第1章第4節の3の(2)

各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた結果を適切に評価し、<u>指導目標や指導内容、指導方法の改善</u>に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

#### (抜粋)

#### 新学習指導要領解説 総則編 P272

また、このように個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章総則第2節の4に示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切になってくる。例えば、第1章総則第3節の3の(3)のアの(ア)に示すとおり、学校としてすでに十分な実践経験が蓄積され、毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、改めて目の前の児童生徒の個別の指導計画の実施状況の評価を踏まえ、学習集団を構成する児童生徒一人一人が達成した指導目標や指導内容等を集約し、学習集団に対して作成される年間指導計画等の単元や題材など内容や時間のまとまりなどについて検討する仕組みを工夫することが大切になってくる。つまり、各授業や個別の指導計画の計画(Plan)ー実践(Do)ー評価(Check)ー改善(Action)のサイクルの中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善に臨むカリキュラム・マネジメントを実現する視点が重要である。

※ 下線は本資料において追記した。

30

#### 児童生徒の学習評価の在り方について (報告) 平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

- 3. 学習評価の基本的な枠組み
- (6)障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について(抜粋)

知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできる P D C A サイクルを確立させることが必要であるとされている。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、**文章による記述という考え方を維持しつつ、** 観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。

### 3. 指導要録の主な改善事項(抜粋)

(2) 高等学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱) **高等部における「各教科・科目等の学習の記録」**については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の**観点別学習状況を記載することとした**こと。

(4) 特別支援学校(知的障害) 各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。

### 別紙1小学部 Ⅱ 指導に関する記録(抜粋)

特別支援学校小学部に在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)第1章第8節の規定(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)を適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要録の指導 に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写し を指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能 である。

#### 別紙1小学部

### Ⅱ 指導に関する記録 1 各教科の学習記録(抜粋)

#### 1 各教科の学習の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における各教科の学習の記録については、 **観点別学習状況及び評定**について記入する。

特別支援学校(知的障害) 小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号) に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

### 特別支援学校(知的障害)各教科の評価

の3つの観点



#### 1-2. 特別支援学校(知的障害) 小学部及び特別支援学校(知的障害) 中学部における 各教科の学習の記録

#### 国 語

(1) 評価の観点及びその趣旨

#### <小学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活に必要な国語について,	「聞くこと・話すこと」、「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
	その特質を理解し使っている。	くこと」, 「読むこと」の各領	ったり、思い付いたり考えたり
趣		域において, 日常生活における	しながら、言葉で伝え合うよさ
		人との関わりの中で伝え合う力	を感じようとしているとともに,
台		を身に付け、思い付いたり考え	言語感覚を養い, 言葉をよりよ
		たりしている。	く使おうとしている。

#### <中学部 国語>

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活や社会生活に必要な国	「聞くこと・話すこと」,「書	言葉を通じて積極的に人と関わ
	語について, その特質を理解し	くこと」、「読むこと」の各領	ったり、思いや考えをまとめた
趣	適切に使っている。	域において, 日常生活や社会生	りしながら、言葉がもつよさに
		活における人との関わりの中で	気付こうとしているとともに,
計		伝え合う力を高め, 自分の思い	言語感覚を養い、言葉をよりよ
		や考えをまとめている。	く使おうとしている。

#### 1-5. 特別支援学校(知的障害) 高等部における各学科に共通する各教科の学習の記録

教科	観点	趣旨					
	知識・技能	社会生活に必要な国語について, その特質を理解し 適切に使っている。					
国語	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「誌むこと」の 各領域において、社会生活における人との関わりの 中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げて いる。					
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。					

#### (例)高等部の参考様式の様式2(表面)

生	<b>E 徒 氏 名</b>		学 校 名	区分 学年 1	2	3	
				ホームルーム			
				整理番号			
		各数科・	特 別 活 動 ・ 自 立	活動の記録			1
学年		1	2		3		
1							L
計							<b>4- 4- 100</b>
社							観点別学習 況を踏まえる
숲							2日子 9水十二。
							次を踏まれ.
数							文章記述
学							人早心处
理			1		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1
科							
音							
楽							
美							
術							h
保					•••••		
体							
Ť							
聯				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
_							教科等毎0
業							記載枠を
家							
庭							点線で区分
専					•••••		示例で区グ
門數							
科							
ž							
そ の 他							
特別							
別活動							
白	···		····				ſ
SZ							
活動							
総授業 弥							

## 障害のある児童生徒に係る学習評価(要点)



#### 特別支援学校(知的障害)各教科の評価

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に 育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理



各教科の学習評価においては<u>観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述</u>とする。

#### 個別の指導計画と指導要録との関係の整理

個別の指導計画が作成される児童生徒 個別の指導計画に指導要録の指導に 関する記録と共通する記載事項があ る場合 通級による指導を受けている児童生徒 個別の指導計画に指導要録に記載す べき事項(授業時数、指導期間、指 導の内容や結果等)が記載されてい る場合

<u>個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもっ</u> て指導要録への記入に替えることも可能。

## 個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付する ことをもって指導要録への記入に替える場合



## 「改善等通知」には、

## 指導に関する記録

(抜粋)障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要録の指 導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画 の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替える ことも可能である。



単に記載事項が共通していればいいということではなく、例えば、指導 要録の各教科の学習の記録では、観点別学習状況について記入す ることとなっていることを踏まえ、個別の指導計画においても当該事項 が配慮されていることが求められる。

## 特別支援学校(知的障害)の小学部 外国語活動の学習評価について

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(30文科初第1845号H31年3月29日)

別紙2 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

- Ⅱ 指導に関する記録
- 1 各教科の学習の記録

中学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)中学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。特別支援学校(知的障害)中学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)に示す中学部の各教科の目標、内容に照らし、別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。(後略)

別紙1 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

- Ⅱ 指導に関する記録
- 3 外国語活動の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。評価の観点については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、別紙4を参考に設定する。(後略)

# 学習評価の円滑な実施に向けた取組

## 学習評価を行う上での各学校における留意事項①



#### 評価の方針等の児童生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるため、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

※児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められる。

(例)小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝える。

#### 観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、<u>単元や題材などの</u> 内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

※日々の授業における児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに 重点を置くことが重要。

#### 外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等(全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど)の結果を、指導や評価の改善につなげることも重要。

※外部試験や検定等は、学習指導要領の目標に準拠したものでない場合や内容を網羅的に扱う ものでない場合があることから、教師が行う学習評価の補完材料である(外部試験等の結果 そのものをもって教師の評価に代えることは適切ではない)ことに十分留意が必要であること。

## 学習評価を行う上での各学校における留意事項②



#### 学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

### ※例えば以下の取組が考えられる。

- 教師同士での評価規準や評価方法の検討、明確化
- •実践事例の蓄積・共有
- 評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上
- •校内組織(学年会や教科等部会等)の活用

## 教育委員会等による条件整備(1)



#### 教員研修の実施や各種参考資料の作成

報告や通知、今後国立教育政策研究所が作成する予定の資料(※)を踏まえた、 教育委員会等における**教員研修の実施や各種参考資料の作成**が期待される。

- (※)国立教育政策研究所により今後作成予定の資料
- (1) 学習評価の参考となる資料(以下「参考資料」という。)
  - ※今回の参考資料では以下のような工夫がされる予定。
    - 学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする。
    - 各学校で活用できる評価事例を掲載する。
- (2) 学習評価の在り方ハンドブック

国立教育政策研究所においては、学習評価の基本的事項や今回の学習評価の改善の主なポイントについて教師向けにまとめたハンドブックを公表(6月)。

## (1) 国立教育政策研究所の参考資料のイメージ(案)



#### > 参考資料の構成(案)

- ・総説(学習指導要領改訂の方針、学習評価の基本的な考え方 等)(第1編)
- ▪学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順(第2編)
- 学習評価に関する事例(第3編)
  - ※教科等ごとに作成
- > 内容(案)の提示時期(予定)
  - 総説(学習指導要領改訂の方針、学習評価の基本的な考え方 等)
  - 学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順
    - ⇒ 令和元年6月(小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会)
  - ・学習評価に関する事例
    - ⇒ 令和元年11月(小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会)
- 上記時期に提示する内容(案)をもとに、令和元年度中に確定・公表(予定)※高等学校の扱いについては、令和2年度中に確定・公表(予定)

## (2) 学習評価の在り方ハンドブック



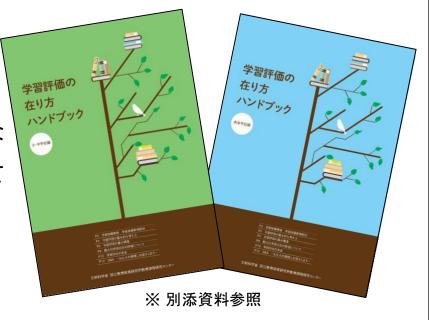
## 教師向け「学習評価の在り方ハンドブック」を 国立教育政策研究所において公表します。

以下のような項目について、教師向けに分かりやすく説明(12頁)

- > 学習評価の基本的な考え方<br/>
- > 学習評価の基本構造
- > 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な 学習の時間及び特別活動の評価について
- ▶ 観点別学習状況の評価について
- > 学習評価の充実

> Q&A

等



公表時期:令和元年6月

公表方法:全国の教育委員会等や学校等に送付、国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載

## 教育委員会等による条件整備②



#### 統合型校務支援システム導入の推進

指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取組を推進することが重要。



教育委員会等において、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、 統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進することが必要。

統合型校務支援システムとは、教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有しているシステムのこと。

「統合型校務支援システムの導入の手引き」 http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm

#### 新学習指導要領の周知・広報について

2020年度から順次実施される新学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、 保護者や地域の方々など多くの皆様への新学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



## 生きる力学びの、その先へ

学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申(2016)では、 学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の 文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む—— このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。

以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めていきます。

リーフレット

3分でイメージがつかめる動画













http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/index.htm



## 特別支援教育

#### 令和元年冬 第76号

発行日: 年4回刊行 3·6·9·12月 第76号価格: 748円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の 特別支援教育の総合情報誌

### 関係者必携



#### [特集]

カリキュラム・マネジメントを通じた学校の教育活動の質の向上 一教育課程の編成を軸として一

- □ 教育内容の質の向上のためのカリキュラム・マネジメント
- 学習者用デジタル教科書の制度化と効果的な活用の在り方について
- □ 特別支援教育行政における統合型校務支援システムの活用
- □ 特別支援教育支援教材ポータルサイトの紹介

#### 巻頭言「選手からのまなび」

日本ボッチャ協会競技局強化指導部長 **村上 光輝氏** 

- ○連載「障害者の生涯学習支援」
- 〇子供をささえるネットワーク/研究最新情報/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店 最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。
- ◆東洋館出版社 年間定期購読を受け付けております。 TEL03-3823-9206

http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html

◆インターネットからも購入することができます。

